



みなみ

南小の校訓：ほんきに なかよく がんばる



石岡市立南小学校
学校だより No. 4
発行日 2023.5.22
文責 校長(山口)

素晴らしき6年生の勇姿

5月18日(木)。晴天に恵まれた石岡市運動公園陸上競技場にて、陸上記録会が開催されました。湿度は低くも気温が上昇する中、その熱気以上に、府中小、高浜小、三村小、関川小、南小の5校の児童は、1000m走、走り幅跳び、100m走、ボールスロー、100m×4人リレーと5種目の中から、自分の参加するそれぞれの種目に、熱心に取り組んでいました。いつもと違う専門会場、他校児童と肩を並べての競技に、児童の気持ちも高まったようです。応援する姿、競技に全力で取り組む姿は印象的でした。各競技では、好成績を出せた南小の児童も多く、記録を出した本人はもちろん、応援していた児童も、とても充実した様子でした。



その勇姿をご覧になられた保護者の方も、子供たちの成長した姿に感動したのではないのでしょうか。児童の体調管理をはじめ、水筒や身の回りの事など、教育活動を支えていただきましたことに感謝いたします。また、テント設営等の準備に協力いただきまして、ありがとうございました。

統合に向けた交流活動を進めています

令和5年度末で、高浜小、三村小、関川小の3校は閉校し、その在籍児童は6年度には南小の児童となります。統合を円滑なものにしていくためには、まずは、南小の児童も含めた4校の児童が、安心して令和6年度を迎えられるようにすることが必要と考えています。学校だよりの2号でお知らせした活動が少しずつ始まっています。

16日には、第4学年で実施しました。地域の特色などの紹介を、オンラインにて実施しました。高浜、三村、関川の各小学校の児童の発表に、南小の児童は、自分たちの地域にはない特徴や文化や環境などに興味をもって聞き入っていました。3つのグループに分けて、自己紹介をしたり、共通の話題で話をしたりして、今まで接点がなかった児童同士が、オンラインで触れ合うことで、少し距離が近くなったと感じたり、互いの学校に興味をもったりと変化が生まれています。



18日には、第2学年で実施しました。高浜小学校の1年生から3年生までが「せせらぎパーク」に来るのに合わせ、2時間目に1組児童が、3時間目に2組児童が交流活動を実施しました。発達段階を踏まえ、触れ合いを中心とした遊びを通して、互いの距離が近くなるような活動を多く取り入れました。児童は終始笑顔で活動していました。



6月5日(月)には、今年度初めての第11回小学校統合検討委員会が実施されます。すでに、学校では4月21日に4校の校長で、5月15日は校長・教頭・教務が集まって、統合、ならびに統合後に向けた話し合いを進めているところです。

子供たちの社会化の涵養のために

小学校の子供たちは特に、まだまだ発達の上にあることから、言葉と感情が結びついていなかったり、相手に伝わる適切な表現ができなかったり、物事を自分中心の視点だけで捉えていたり、自分自身の知識や経験だけで判断していたりして、日々生活をしています。このような子供たちが、多いクラスだと40人あまりで生活をしているのですから、すれ違いや誤解は日常茶飯事です。

また、子供たちの個性も様々で、活発で口が達者な子、無口で表現が苦手な子、おおらかで細かなことを気にしない子、小さな事でも気になって心配してしまう子など、本当に豊かです。それぞれ一人一人の行動や感覚が違うので、ある子が何気なく言った一言を、ずっと気にして生活していたり、よかれと思ってやってあげたことが余計なお世話だったり、思いや願いはなかなか伝わらないものです。



このように、学校は発達途上にある子供たちが大勢集まって、生活や学習をしながら経験や知識を身につけていくため、それぞれの学校の児童の実態に合わせ、様々なきまりを設けています。南小だと「南小のよい子」に示しています。感受性が鋭く気持ちが環境に左右されやすい子供たちが、持ち物や身につけている物などで優越感や劣等感をもっては、なかなか学習に集中することは難しいものです。そういう意味で、学校教育は子供自身には関係ない様々な背景や要因を意図的に遮断し、多くの子供が落ち着いて、かつ安心して生活できるよう配慮しています。一般社会の感覚から「なぜ?」「厳しいのでは?」と感じることもあるかもしれません。学校では「南小のよい子」を示すことで、教育の前提である心理的安心や安全を整えようと考えています。ご理解とご協力をお願いしたいと考えています。今後も、前述の統合検討委員会や4校の教職員、児童やPTA等の意見を踏まえながら、子供が安心できる教育環境を整えていきたいと考えています。

さて、先日、児童が日頃使用する学校のトイレに、落書きがある事案が数回ありました。内容や状況は様々ですが、そうした事案が発生した際には、特に個人が特定できない場合には、児童と共に考えて対応することが多いです。落書きをした児童には、公共物に落書きをすることが許されない理由や、感情の表現の仕方が適切ではない事などを理解ができるよう、子供たちの意見や感情を話し合い、全体や個別に働きかけます。また、日常的にそのトイレを使用する学年の児童を中心に、落書きがあったと聞いたときに感じるいやな気持ち等を確認し、適切ではない表現方法が続く影響を考えたり、もしかしたら落書きをした児童がとてもつらい思いをしていて誰にも相談できずその表現方法しか無かったかもしれないなどと感情を考えたり、でもその表現方法は適切ではないので、友だちや先生、保護者やその他相談できるところに伝えるべきだなどを確認し合ったりします。学校は教育機関であって、捜査機関ではないので犯人調べを徹底しては行えません。児童の協力の下、情報提供を求め、共に考えることで反省を促したり違う立場を想像したりして、行動変容を求めて行くことも教育の一つと捉えています。(もちろん、前述のような不適切な表現が執拗になされ特定の個人を追い詰める可能性がある場合には、たとえ小学生であっても前号でお知らせした通知のように、警察等の関係機関と連携していくことは言うまでもありません。) また、このような事案があった際、児童が帰宅後にこうした話題を口にする事で、保護者の方に心配をおかけすることもあると思います。ご家庭でも学校の基本的な取組を理解していただき、それでも何か心配な点や気になる点がありましたら、学校にお知らせいただければと思います。

